

令和 8 年度における国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の  
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 8 年度における国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「当機構」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、当機構全体で前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、当機構の全ての部署に適用する。

（2）調達における留意事項

物品等の調達に当たって、調達を担当する部署（以下「調達担当部署」という。）は、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、「別紙 1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、当機構契約事務実施要領 6.9 条 1 項 2 号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、当機構総務部は、1 の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報共有を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し指導・助言等を行う。

さらに、好事例等を各調達担当部署に周知徹底すること等により推進に努める。

（4）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部署は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績があった場合は当機構総務部に報告する。
- ② 当機構総務部は、①による各調達担当部署からの報告を取りまとめ、法第 7 条第 1 項に基づき、その概要を速やかに当機構ホームページに公表するとともに、文部科学省を通じて厚生労働大臣に通知する。